

特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について

評価対象法人	特定非営利活動法人 F a S o L a b o 京都
評価者氏名（職名）	杉岡 秀紀 （福知山公立大学地域経営学部准教授）
評価対象期間（年度）	令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

1 法人の事業活動、組織運営等に関する状況

（1）事業活動について

ア 事業計画等を策定しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
各事業年度の事業計画は、組織的な合意形成(総会・理事会等)に沿って策定しているか。	■	□	■	□
法人の目的を達成するための中長期的計画を策定しているか。	■	□	■	□

イ 法人の目的を達成するための基幹となる事業を実施しているか。

法人自己評価		外部評価	
はい	いいえ	はい	いいえ
■	□	■	□

→ 法人自己評価及び外部評価が「はい」の場合、基幹となる事業のうち優先順位の高いものから順に3件程度記入。

項 目	法人全体の労力に占める事業に割く労力の割合※
事業名 地域子育て支援拠点事業	50%
事業名 食物アレルギーサポートデスク	20%
事業名 食物アレルギー相談援助研究会	20%

※ 例）総従事時間数に占める各事業の従事時間数の割合

（2）組織運営について

ア 定款に定める権能に基づき、総会で審議・意思決定が行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し、議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	■	□	■	□
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。	■	□	■	□
決議や議事録署名人の選任、議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	■	□	■	□

イ 【定款で理事会の設置を定めている場合】定款に定める権能に基づき、理事会で審議・意思決定が行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し、議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	■	□	■	□
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。また、総会の審議事項との区分は明確か。	■	□	■	□
決議や議事録署名人の選任、議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	■	□	■	□

ウ 監事による監査は適正に行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
監事はその法人における特別な立場を理解し、第三者性及び公正性が確保されているか。	☒	☐	☒	☐
監事は法人の理事や職員を兼務していないか。	☒	☐	☒	☐
監事は定款に定める職務を執行しているか。	☒	☐	☒	☐
予算・決算書の作成者が、監査まで行っていないか。	☒	☐	☒	☐

(3) 情報公開について

法人に関する情報を公開しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
活動の状況や法人運営に係る情報をホームページ等の情報開示ツールで発信しているか。また、適時に更新しているか。	☒	☐	☒	☐
活動の報告等を会報誌等で情報発信しているか。	☒	☐	☒	☐
法定の閲覧書類（事業報告書等、役員名簿、定款等）はいつでも閲覧できる状態か。	☒	☐	☒	☐
事業報告書等の記載内容は、外部に対して理解してもらえるように工夫※して作成されているか。	☒	☐	☒	☐

※例：概要の記載や、写真やデータなどを用いたレイアウト等、読み手に対して内容を分かりやすく伝える工夫

(4) コンプライアンス（法令遵守等）について

コンプライアンス（法令遵守等）の観点から組織として取組を推進しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
事業・活動に関連する法令※を把握し、遵守しているか。	☒	☐	☒	☐
重要な事項や個人情報を含むデータ・書類等のリスクマネジメントを行っているか。	☒	☐	☒	☐

※対象となる法令：特定非営利活動促進法，登記に関する法令（組合等登記令），税に関する法令（法人税法等），労務に関する法令（労働基準法等），事業ごとに適用される法令（例：介護保険制度に基づくサービス提供←介護保険法の適用）など

(5) 外部評価について

活動内容を評価し、改善する仕組みを有しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
これ以前に外部評価を受けたことがあるか。	☒	☐	☒	☐
外部評価を受けた結果を、理事会等で審議する機会を設ける等、改善する機能を有しているか。	☒	☐	☒	☐

2 法人の事業活動に関する所見

※ 活動の意義・成果等、広く社会に対して活動の成果を発信しているか、地域団体等の他団体との連携の状況など

FaSoLabo 京都は、2005 年の任意団体設立以降、長期に渡り、食物アレルギーの子供とその家族の QOL の向上およびその社会的理解を広げるべく、事業活動を行っている。

とりわけ令和 3 年度については、主たる財源となっている受託事業「つどいの広場」では初めての「父親向けのイベント」を実施したり、出張ひろば事業を京都御苑で開催するなど創意工夫が凝らされた点、「食物アレルギーサポートデスク」の運営（オンライン含む）の一環としての「子ども会議・ティーンミート」、「子ども会議」などを開催し、若者や子ども世代へのアプローチに注力している点が特徴的である。

また、支援者支援・当事者支援の分野では食物アレルギーを生活モデル（福祉）で考える場「食物アレルギー相談援助研究会」や「食物アレルギーの子どもが必要としている子ども視点の自立支援の調査研究（ファイザーの助成事業）」などシンクタンク的な活動が増えてきている。こちらにも好感が持てる。

加えて、令和 2 年度から続く、福知山や南丹市、京都市の子育て支援 NPO との連携による「子ども・子育て支援のソーシャルサポートネットワークの構築（あおぞらプロジェクト）」や大学生インターン、ニュースレターなども安定的に継続実施されている。これも特筆すべきである。

その上で、さらなる事業発展を望み、以下の点の検討をお願いしたい。

（1）収益構造の見直し

令和元年度、令和 2 年度に続き、令和 3 年度も約 52 万円の赤字となり、次期繰越正味財産は約 150 万円の赤字となっている。もとより特定非営利活動法人のため、必ずしも黒字決算になる必要はない。しかし、持続可能な組織にして行くためには、最低限費用を賄うための収益（利益ではない）は必要である。昨年度も指摘したが収益構造を見直し、例えば業務委託料、受取補助金、受取助成金以外の収入（例えば、中長期計画に書かれているイエローシートキャンペーンの活用なども含む）、今日的に注目されるクラウドファンディングなどを活用する、調査事業を事業化する、など収入を増やすための検討が必要ではないか。

（2）戦略的理事会の確立について

2021 年 11 月 27 日の理事会において、空閑理事長が退任の意向を示され、理事会として承認されている。また、同時にアドバイザーボードの設置も提案され、承認されている。これまで事務局のスタッフについては時間をかけながら人材育成が図られ、事務局の世代交代がうまくいった団体だけに、これを機会により戦略的かつ持続可能な理事会を確立するための不断の議論を継続すべきと考える。専門的知見を持った理事はいうまでもないが、定款上理事数は 5～9 人であり、人数（とりわけ若手）を強化するのも一案ではないだろうか。

（3）活動報告への理事会や総会情報について

Annual report については外部向けの要素もあるので、必須ではないが、「活動報告」については、理事会や総会の日時や議事内容について概要を掲載すべきではないだろうか。

3 法人の組織運営に関する所見

※ 財務管理の透明性、組織体制の状況など

・財務管理の透明性については、上記 2 の（1）で述べたように、必ずしも黒字決算になる必要はないが、持続可能な組織にして行くためには、最低限費用を賄うための収益（利益ではない）は必要である。加えて、3 年連続で赤字決算となっており、財務諸表の注記でその原因についても触れるべきではなかっただろうか。

・次に組織体制の状況については、上記 2 の（2）で述べたように、今回の理事改選はもとより、今後も戦略的かつ持続可能な理事会を確立するための不断の議論を継続すべきと考える。

《評価対象法人記入欄》

4 外部評価結果への対応状況

外部評価により提言・指摘等を受けた事項に対する対応状況（今後対応する場合は対応予定）

提言・指摘等を受けた事項	対応状況又は対応予定
（１）収益構造の見直し 令和元年度、令和２年度に続き、令和３年度も約 52 万円の赤字となり、次期繰越正味財産は約 150 万円の赤字となっている。もとより特定非営利活動法人のため、必ずしも黒字決算になる必要はない。しかし、持続可能な組織にして行くためには、最低限費用を賄うための収益（利益ではない）は必要である。昨年度も指摘したが収益構造を見直し、例えば業務委託料、受取補助金、受取助成金以外の収入（例えば、中長期計画に書かれているイエローシートキャンペーンの活用なども含む）、今日的に注目されるクラウドファンディングなどを活用する、調査事業を事業化する、など収入を増やすための検討が必要ではないか。	【状況】 ・令和元年 イベント増加による人件費・光熱費の増加、社会保険料の個人負担分 ・令和２年 前年度の通信費の計上漏れ ・令和３年 前年度の謝金の計上漏れ 令和元年度までは、NPO 法人アレルギー支援ネットワーク主催のアレルギー大学を当法人が事務局となり京都でも開催し、収益のある事業であった。しかし、幼稚園・保育園・小学校等の公的機関を対象とした食物アレルギーについての研修は、行政が実施するようになり、当法人の役割は終了したと考えている。 令和３年度は、スタッフが退職したことによる人員不足の中、つどいの広場業務過多への対策を行う必要があった。現在、長期のアルバイト・ボランティアにより人材確保を行うことができています。今後の予定は以下の通りである。 【予定】 地域住民への食物アレルギーへの社会的理解の促進や、食物アレルギーの子ども・若者の声を社会へ届ける取り組みについては引き続き行っていく必要があると考えている。又、理事やこれまで講座で講師をして下さったアレルギー専門医からは、講座開催のご相談をいただいている。 以上のことから、下記の講座・研修等の開催を検討したいと考えている。開催にあたっては、研修費等の設定について、理事会で検討を重ねる予定である。 （対象） ・地域住民 ・これからの未来を築く大学生 ※当法人創設時、対象となった子どもたちが現在、高校生・大学生 （内容） ・食物アレルギーについての入り口的な講座 ・食物アレルギーを生活モデルで捉える講座 ・事例紹介・提案（当法人のつどいの広場での取り組み事例・どれみ隊^(※)による子ども視点の発信） ・父親を対象とした講座・交流会 ・食物アレルギーと防災をテーマとした講座 ・食物アレルギーの子ども・若者研究の調査報告会 ※子どもたちが食物アレルギーについて社会に発信していく取り組み

(2) 戦略的理事会の確立について 2021 年 11 月 27 日の理事会において、空閑理事長が退任の意向を示され、理事会として承認されている。また、同時にアドバイザーボードの設置も提案され、承認されている。これまで事務局のスタッフについては時間をかけながら人材育成が図られ、事務局の世代交代がうまくいった団体だけに、これを機会により戦略的かつ持続可能な理事会を確立するための不断の議論を継続すべきと考える。専門的知見を持った理事はいうまでもないが、定款上理事数は5～9人であり、人数（とりわけ若手）を強化するのも一案ではないだろうか。	理事長の変更に伴い、現時点では理事会を大きく変化させる必要性はないと判断している。しかし、医療面と生活面の両輪で食物アレルギー支援を行っていく団体として、長期的には福祉分野の専門的知見を持った理事とのバランスを保つ必要があると考えている。
(3) 活動報告への理事会や総会情報について Annual report については外部向けの要素もあるので、必須ではないが、「活動報告」については、理事会や総会の日時や議事内容について概要を掲載すべきではないだろうか。	所轄庁へ提出を行う「事業報告書」に関して、京都府及び京都市が指定する書式に従って提出を行っている。今後も、指定の書式に従って提出を行うものと考えている。
(4) 財務諸表の注記について 3年連続で赤字決算となっており、財務諸表の注記でその原因についても触れるべきではなかっただろうか。	単年度については、決算資料に差異の理由を記載していたが、過年度では記載できていなかった。今後、記載の必要性については理事会で検討を行っていく。

備考（審査委員会のコメント）

コロナ禍の中、法人の事業実施の本質的な部分に関わる対面で「実際に食べる」ということが制限され活動が難しい状況ではあるが、コロナ禍に応じた工夫を凝らしながら事業の充実に取り組まれている点が評価される。新体制のもと、引き続き事業の再構築を行っていただきたい。
--